

【条例改正に関する補足説明】

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の改正について

令和３年３月 文化市民局 地域政策課

1. 改正の目的

現在、本市では、住民基本台帳事務における支援措置（DV やストーカー行為等の被害者を保護するため、現住所に繋がる証明書の発行抑止を行う措置。以下「支援措置」という。）を行っている。

この度、ストーカー行為等を行った者からの住民基本台帳の閲覧、住民票の交付の請求等を拒否することによって個人情報の保護を図る対象者を拡大するため、当該条例について、所要の改正を行うもの。

2. 支援措置の概要

- ①決定方法：DV やストーカー被害者などからの申出に基づき、相談機関への相談内容を踏まえ、市が決定する。
- ②措置内容：住民票の写し、戸籍の附票等の本人以外からの請求等を拒否する。
- ③措置期間：原則 1 年間。（延長の申し出があればさらに 1 年間延長可能）
- ④対象者数：令和 2 年（2020 年）12 月 1 日時点で 920 人

3. 改正内容

		現 行	改正後
同 一 住 所	A（申出者）	支援措置対象者に該当	支援措置対象者に該当
	B（A の子（A と同一世帯））	支援措置対象者に該当 (併せて支援を求める者)	支援措置対象者に該当 (併せて支援を求める者)
	C（A の子（A と別世帯））	支援措置対象者に該当しない (ただし、C 自身が支援措置申出者に該当する場合を除く。) ⇒加害者が委任状偽造などで C の証明書を取得し、A の住所を把握する恐れがある。	支援措置対象者 (併せて支援を求める者)に該当